

○ 福岡都市圏南部環境事業組合情報公開に関する規則

〔平成18年9月15日〕
規則第9号

(趣旨)

第1条 この規則は、福岡都市圏南部環境事業組合情報公開条例(平成18年条例第13号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(開示請求書)

第2条 条例第6条第1項に規定する開示請求書は、福岡都市圏南部環境事業組合情報公開開示請求書(様式第1号。以下「開示請求書」という。)によるものとする。

2 開示請求者は、開示請求書において、開示の方法を指定するものとする。

3 開示請求書の提出方法は、次に掲げるものとする。

(1) 窓口への提出

(2) 郵送

(開示決定等の通知)

第3条 条例第10条第1項に規定する通知は、次の表の左欄に掲げる場合につき、それぞれ右欄に掲げる通知書(以下「通知書」という。)により行うものとする。ただし、直ちに開示することができるものについては、当該通知書を省略することができるものとする。

行政文書の全部を開示する場合	福岡都市圏南部環境事業組合情報公開開示決定通知書(様式第2号)
行政文書の一部を開示する場合	福岡都市圏南部環境事業組合情報公開一部開示決定通知書(様式第3号)
行政文書の全部を開示しない場合 (条例第9条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る行政文書を保有していないときの当該決定を含む。)	福岡都市圏南部環境事業組合情報公開不開示決定等通知書(様式第4号)

(決定期間延長の通知)

第4条 条例第10条第1項の規定により、事務処理上の困難その他正当な理由がある場合において、開示決定等の期間を延長しようとするときは、実施機関は、福岡都市圏南部環境事業組合情報公開決定期間延長通知書(様式第5号)により開示請求者に通知しなければならない。

(第三者保護に関する手続)

第5条 条例第11条第2項に規定する通知は、福岡都市圏南部環境事業組合情報公開第三

者意見照会書（様式第6号）により行うものとする。

2 条例第11条第1項及び第2項に規定する意見書の提出は、原則として福岡都市圏南部環境事業組合情報公開第三者意見書（様式第7号）により行うものとする。

3 条例第11条第3項の規定による第三者に対する通知は、福岡都市圏南部環境事業組合情報公開第三者情報開示決定通知書（様式第8号）により行うものとする。

（電磁的記録の開示方法）

第6条 条例第12条第1項に規定する電磁的記録の開示は、当該電磁的記録を印刷物として出力したものの閲覧又は交付により行う。ただし、ビデオテープ及び録音テープの開示は、再生機器で再生したものの視聴により行うものとする。

（写しの交付部数）

第7条 条例第12条第1項に規定する行政文書の写しの交付部数は、1件の行政文書につき1部とする。

（費用の負担）

第8条 条例第14条の規定により行政文書の写しの交付を受ける者が負担する費用は、別表に掲げるとおりとする。

2 行政文書の写しの交付において、別表に掲げる開示の方法及び金額によりがたい場合は、実費用の範囲内で管理者が適当と認める額を徴収するものとする。

3 前2項の費用は、前納とする。

（審査請求の手續）

第9条 条例第15条第1項に規定する審査請求は、福岡都市圏南部環境事業組合情報公開審査請求書（様式第9号）により行うものとする。

（審査会への諮問等）

第10条 福岡都市圏南部環境事業組合行政不服審査会（以下「審査会」という。）への諮問は福岡都市圏南部環境事業組合情報公開審査請求に係る諮問書（様式第10号）により行うものとする。

2 実施機関は、審査会に諮問したときは、次の各号に掲げる者に対し、福岡都市圏南部環境事業組合行政不服審査会諮問通知書（様式第11号）により、諮問をした旨を通知するものとする。

(1) 審査請求人および参加人

(2) 開示請求者（開示請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該審査請求に係る開示決定等について反対意見を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

3 審査会の答申は、福岡都市圏南部環境事業組合情報公開審査請求に係る答申書（様式第12号）により行うものとする。

4 実施機関は、前項の答申を受けて審査請求の認容若しくは棄却について決定したとき又は却下し、若しくは開示決定をしたときは、速やかに福岡都市圏南部環境事業組合情報公開審査請求決定通知書（様式第13号）により当該審査請求人に通知しなければならない

い。この場合において、審査会の答申を受けて審査請求について決定したときは、当該答申書の写しを添付して通知するものとする。

(報告義務)

第 1 1 条 管理者は、毎年度最初に招集する議会（定例会）において、前年度の情報公開の運用の状況を福岡都市圏南部環境事業組合情報公開運用状況報告書により報告し、かつ、同時期において一般に公表するものとする。

(補則)

第 1 2 条 この規則に定めるもののほか、行政文書の開示に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成 18 年 5 月 1 日から適用する。

附 則（平成 28 年 3 月 29 日規則第 2 号）

(施行期日)

1 この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 福岡都市圏南部環境事業組合情報公開条例の一部を改正する条例（平成 2 8 年条例第 2 号）附則第 3 項の規定により、なおその効力を有することとされる同条例第 16 条（第 3 項を除く。）の規定による福岡都市圏南部環境事業組合情報公開審査会への諮問に係る手続きについては、なお従前の例による。この場合において、これらの規定中「福岡都市圏南部環境事業組合情報公開審査会」とあるのは「福岡都市圏南部環境事業組合行政不服審査会」と、「不服申立て」とあるのは「審査請求」と、「不服申立人」とあるのは「審査請求人」と、読み替えるものとする。

附 則（令和 6 年 2 月 22 日規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第 8 条関係）

写しの交付に係る費用

行政文書の 種別	開示の方法		費用の額
	区分	内容	
文書及び図画	閲覧	原本の閲覧	/
	写しの交付	複写機により用紙に複写したものの交付	白黒刷り 1 枚につき A3 判以下 10 円 A2 判・B3 判 30 円 A1 判・B2 判 40 円 B1 判 60 円 A0 判 70 円

			多色刷り 1 枚につき A3 判以下 20 円 A2 判・B3 判 40 円 B2 判 70 円 A1 判 90 円
電磁的記録	閲覧	用紙に出力したものの閲覧	/
	視聴	専用機器により再生したものの視聴	/
	写しの交付	用紙に出力したものの交付	白黒刷り 1 枚につき A3 判以下 10 円 A2 判・B3 判 30 円 A1 判・B2 判 40 円 B1 判 60 円 A0 判 70 円 多色刷り 1 枚につき A3 判以下 20 円 A2 判・B3 判 40 円 B2 判 70 円 A1 判 90 円
		CD-R に複写したものの交付	1 枚につき 40 円

備考

- 1 用紙の両面に印刷された文書又は図画については、片面を 1 枚として算定する。
- 2 専用機器は、実施機関により備え置かれたものに限る。
- 3 電磁的記録媒体は、実施機関により用意されたものに限る。